

高知県知的所有権センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県知的所有権センター運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の目的)

第2条 県は、一般社団法人高知県発明協会（以下「補助事業者」という。）が、別に定めるところにより県が認定する高知県知的所有権センターとして、本県における特許情報の利活用の推進のために行う事業に対して補助することにより、地域のベンチャー企業、中小企業及び関係団体の知的財産の創造、保護及び活用の進展を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、補助事業者が特許情報閲覧事業及び特許流通促進事業（以下「補助事業」という。）を行うために必要な経費であって、別表第1に定める補助対象経費に掲げるもののうち、知事が必要であると認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付の対象及びその交付額を決定し、当該補助事業者に対して補助金の交付の決定を通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれ

かに該当すると認めるときは、この限りでない。

- 2 知事は、前条第2項ただし書の規定による補助金の交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付の決定を行うものとする。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して20日を経過する日までその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかの変更をしようとするときは、別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の増額又は20パーセントを超える減額

(2) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

- 2 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による補助事業中止(廃止)申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(補助事業遅滞等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第4号様式による補助事業遂行遅滞等報告書を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(遂行状況の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を行う年度の9月30日までの遂行状況について、当該年度の10月31日までに別記第5号様式による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。ただし、当該年度の9月30日までに補助事業を完了し、又は廃止したときは、この限りでない。

(実績報告等)

- 第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 14 日のいずれか早い日までに別記第 6 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第 7 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 12 条 知事は、前条第 1 項の規定による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

- 第 13 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認める場合は、補助金の交付の決定の後に、当該経費について概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 8 号様式による補助金精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(契約)

- 第 14 条 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならない。

(補助の条件)

第15条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないことを遵守しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る事業費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第9号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した後も、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 3 知事は、補助事業者に対し、第1項の規定により財産の処分を承認した場合において、取得財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 4 補助事業者は、補助事業により取得した財産に関する台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

(情報の開示)

第19条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 32 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 17 条から第 19 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 「高知県特許情報利用促進事業費補助金交付要綱」及び「平成 19 年度高知県知的所有権センター事業費補助金交付要綱」は、この要綱の施行をもって、その効力を失う。ただし、高知県特許情報利用促進事業費補助金交付要綱第 16 条の規定並びに平成 19 年度高知県知的所有権センター事業費補助金交付要綱第 17 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 22 日から施行し、別表の改正は平成 23 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 19 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費

大区分	小区分	内 容	補助率
事務費	賃 金	・特許公報等を整理するために必要な賃金	定 額
	需 用 費	・特許公報等を整理するために必要な消耗品費 ・特許流通促進のために必要な印刷製本費及び消耗品費	
	役 務 費	・特許公報等を廃棄するために必要な運搬等の経費 ・特許流通促進のために必要な通信、運搬及び手数料等の経費	
	使 用 料	・特許公報等を保管するために必要な書庫に係る経費 ・特許流通促進のために使用する会場等の使用に係る経費	
	旅 費	・特許流通促進のために必要な情報収集等に係る旅費	

別表第2（第5条、第15条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例という。」）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると、認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所在地

補助事業者名 職名 代表者名

印

生年月日 年 月 日

平成 年度高知県知的所有権センター運営費補助金交付申請書

高知県知的所有権センター運営費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、平成 年度高知県知的所有権センター運営費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の効果
- 3 補助事業に要する経費の額
別紙「実行計画書」のとおり
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業の開始及び完了予定日
- 7 添付書類
県税の納税証明書（県税の滞納がないことを証明するもの）

別紙

実行計画書

1 事業内容

2 事業日程

3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額の算出基礎

区分 及び 費目	補助事業 に要する 経費	補助 対象 経費	算出基礎		補助金 の額	備考
			補助事業 に要する 経費	補助対象 経費		
合計						

4 補助事業に要する経費の調達方法

・自己資金： 円

・補助金交付申請額： 円

合計： 円

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所在地

補助事業者名 職名 代表者名 印

平成 年度高知県知的所有権センター運営費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 号で補助金の交付の決定を受けました平成 年度高知県知的所有権センター運営費について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県知的所有権センター運営費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、計画変更の承認を申請します。

記

- 1 計画変更の内容及び理由（詳細に記入してください。）
- 2 計画変更後の経費の配分及び算出基礎

区 分 及 び 費 目	補助事業に 要する経費		補助対象経費		補助金の額		備 考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合 計							

(注) 「備考」欄に算出基礎を記入してください。

- 3 計画変更が補助事業に及ぼす影響

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所在地

補助事業者名 職名 代表者名 印

平成 年度高知県知的所有権センター運営費補助金に係る補助
事業中止（廃止）申請書

平成 年 月 日付け 号で補助金の（変更）交付の決定を受け
ました平成 年度高知県知的所有権センター運営費を、下記の理由により中止
（廃止）したいので、高知県知的所有権センター運営費補助金交付要綱第8条
の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）をする時期
- 2 理 由

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所在地

補助事業者名 職名 代表者名 印

平成 年度高知県知的所有権センター運営費補助事業遂行遅滞等報告書

平成 年 月 日付け 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました平成 年度高知県知的所有権センター運営費について、下記のとおり事故がありましたので、高知県知的所有権センター運営費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注） 事故の理由を立証する書類等を添えてください。

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所在地

補助事業者名 職名 代表者名 印

平成 年度高知県知的所有権センター運営費補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました
平成 年度高知県知的所有権センター事業に係る実施状況について、高知県知的
所有権センター運営費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報
告します。

記

- 1 補助事業の概要及び遂行状況
- 2 補助対象経費の区分別収支概要
- 3 補助事業の効果

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所在地

補助事業者名 職名 代表者名 印

平成 年度高知県知的所有権センター運営費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました平成 年度高知県知的所有権センター事業を完了しましたので、高知県知的所有権センター運営費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業日程
- 2 補助事業の効果（具体的かつ詳細に記入してください。）
- 3 補助事業の収支決算

(1) 収 入

自 己 資 金： 円
補 助 金： 円
合 計： 円

(2) 支 出

(ア) 総括表

(単位：円)

事業区分	目	節	補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費
合 計				

(イ) 区分及び費目の決算内訳書

区分及び費目	実 績 内 訳	区分及び費用
合 計		

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所在地

補助事業者名 職名 代表者名 印

高知県知的所有権センター運営費補助金消費税及び
地方消費税の額の確定に伴う報告書

高知県知的所有権センター運営費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 補助申請金額（知事が確定通知により通知した額） | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）1 別紙として積算の内訳を添えてください。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金8パーセント相当額が消費税仕入控除等による減額等の対象額ではありません。

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所在地

補助事業者名 職名 代表者名



平成 年度高知県知的所有権センター運営費補助金精算（概算）
払請求書

平成 年 月 日付け 号で補助金の交付の決定を受けました平成 年度高知県知的所有権センター運営費の精算（概算）払金額を、高知県知的所有権センター運営費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 精算（概算）払請求金額
- 2 概算払の場合は、概算払を必要とする理由
- 3 取引銀行名 口座番号及び口座名義人

（注）概算払の場合は、別添として内訳書を添えてください。

別添（第8号様式関係）

内 訳 書

(単位：円)

事業区分	交 付 決定額	概算払 受領済額	今 回 請求額	残 額
合 計				

第9号様式（第18条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所 在
事 業 者 名
代 表 者 名

印

財産処分承認申請書

平成 年度高知県知的所有権センター運営費補助金により取得した下記財産を処分したいので、高知県知的所有権センター運営費補助金交付要綱第18条第1項の規定により、承認を申請します。

記

- 1 取得財産及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価 円
- 3 処分の方法
- 4 経緯及び処分の理由